

第2節 犯罪被害者等基本計画の策定の概略

平成17年4月に施行された基本法により、政府は、総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ基本計画を策定することとされ、推進会議が、基本計画の案を作成することとされた。それを受け、推進会議の下に、基本計画検討会が設置され、精力的な検討が行われた。

推進会議及び基本計画検討会による基本計画案の作成を経て、平成17年12月27日、基本計画が閣議決定された。

詳細については、前述「我が国における犯罪被害者等施策の経緯等」第3章第2節を参照。

第3節 推進体制に関する施策の取組状況

推進体制に関して、「すぐに実施する」とされた施策の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 国の行政機関相互の連携・協力

国の行政機関相互の連携・協力を図るため、推進会議の活用による関係府省庁間での重要事項の審議や施策の実施、関係省庁連絡会議の活用による関係府省庁間の連絡調整等を行っていくこととされた。

推進会議については、基本計画の効果的な推進や、犯罪被害者等のための施策の実施の状況の検証、評価及び監視を補佐するため、委員及び専門委員からなる専門委員等会議を本年4月に設置し、所要の審議を行っている。さらに、基本計画に基づき、推進会議の下に3つの検討会を設置し、経済的支援制度のあるべき姿、犯罪被害者等支援に係る諸機

関・団体等の連携・協力の促進、犯罪被害者等を支援する民間の団体等に対する援助の在り方について、それぞれ検討を行っている。これらの検討については、平成19年末を目途に結論を出し、その結論に従って施策を実施することとされており、引き続き、所要の検討を進めていく。

関係省庁連絡会議については、関係府省庁の密接な連携を確保するため、取組等に係る情報交換等を行っており、今後とも、適時適切に開催し、必要な連絡調整を行うこととしている。

また、犯罪被害者等施策を総合的に推進するため、他の政策に係る中長期の方針等に基づく各種施策についても、推進会議における施策の実施の状況の検証、評価及び監視等において、適切な連携を図ることとしている。